福祉・介護職員処遇改善加算への取り組み状況について

福祉・介護職員処遇改善加算制度は、サービス報酬に合わせて一定の加算を給付し、給与増額への対応を図ることで、介護や障害福祉事業所で働く職員に対し、働きやすい環境を提供することを目的に創設されました。

その後、令和元年１０月からは、福祉人材の職場定着の必要性等をふまえ、特定処遇改善加算制度が拡充されました。

更に、令和４年１０月からは、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、ベースアップ等支援加算制度も創設され、福祉・介護職員に対する処遇改善加算は３層による体制となりました。

あきしま福祉作業所においては、以下の算定要件を満たすことで、処遇改善加算を取得し、職員への職場環境改善に取り組んでいます。

１　キャリアパス要件

・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。

２　職場環境等要件

・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の支援

・ミーティング等による組織内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

３　見える化要件

・ホームページ及び情報公開システムを通じて取り組みを公表

取得状況

所在地	事業所名	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等支援加算
昭島市	あきしま福祉作業所	加算Ⅲ	特定加算Ⅰ	有